

軽自動車税のお知らせ

◆軽四輪車等のグリーン化特例（軽課）

令和4年4月1日から令和8年3月31日までに新規新車登録をした車両は、排出ガスおよび燃費性能に優れた環境負荷の小さいものに対して、次の表のとおりグリーン化特例が初年度に限り適用されます。
※燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種	排気量などの 車両条件	グリーン化特例（軽課税率）			
		約75%軽減※1	約50%軽減※2	約25%軽減※3	
軽自動車	三輪	660cc以下	1,000円	2,000円※4	3,000円※4
	四輪 乗用車	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし	
	四輪	営業用	1,000円		
	貨物車	自家用	1,300円		

- ※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合または、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両)
- ※2 平成30年排出ガス50%低減または、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車両
- ※3 平成30年排出ガス50%低減または、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)かつ令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車両(令和7年3月31日までに新規新車登録をした車両に限る)
- ※4 営業用の乗用車に限る

◆環境性能割について

令和5年税制改正により、取得価格が50万円を超える車両の取得時に、次の表のとおり環境性能割が課税されます。

区分（軽三輪以上）		税率	
令和5年4月1日から12月31日まで		自家用	営業用
電気自動車等※1		非課税	非課税
ガソリン車※2	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成		
	令和12年度燃費基準55%達成	2%	1%
上記以外の車		2%	2%

- ※1 「電気自動車等」とは、電気自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制に適合又は、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両）をいいます。
- ※2 「ガソリン車・ハイブリッド車」は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★★)又は平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)したものに限ります。

◆軽自動車税の減免申請について

身体や精神に障がいのある方が所有する軽自動車などは、一定の要件を満たした場合、軽自動車税が減免されます。申請は、納税通知書が届いてから、納期限の7日前(6月23日(金))までに申請してください。なお、昨年度減免の決定を受けた方で、減免申請書の内容に変更がない場合は減免が継続されますので申請は不要です。

問い合わせ
税務課資産税係（名寄庁舎2階）
☎01654③2111(3204・3205・3209)

名寄市消費生活セミナーのご案内

身近な家電製品のトラブル事例

～最近の商品テストから～

わたしたちの生活に欠かせない家電製品。便利な一方で、思わぬトラブルや事故になることも……。さまざまな事例から、家電の正しい使い方を学んでみませんか。

- 【とき】6月17日(土) 13時～14時30分
- 【ところ】駅前交流プラザ「よろーな」1階会議室（東1南7）
- 【対象】どなたでも参加できます
- 【参加費】無料
- 【申込方法】6月15日(木)までに電話、FAXまたはメールで申し込みください（申込時は名前と連絡先を伝えてください）
- 【申込先】名寄市消費生活センター
☎・FAX 01654-2-3575
✉ny-shouhi@city.nayoro.lg.jp
- 【主催】名寄市消費生活センター【共催】名寄消費者協会

名寄市

消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654④3575



みた ひさえ

講師：三田 寿江氏
北海道立消費生活センター
商品テストグループ

参加者には
エコバッグを
プレゼント

